

武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市第四期基本構想・長期計画に基づき、武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）（以下「計画」という。）を策定するため、武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 計画の策定に関する検討
- (2) 計画の策定に係る各部課間の総合調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成し、教育長が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成21年3月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキングチーム）

第7条 委員会に、武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2 チームについて必要な事項は、教育長が別に定める。

（報酬等）

第8条 委員の報酬等は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、教育長が別に定める。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育部生涯学習スポーツ課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者
武蔵野市体育協会を代表する者
武蔵野市体育指導委員協議会を代表する者
武蔵野市立小学校校長を代表する者
武蔵野市立中学校校長を代表する者
武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
武蔵野市青少年問題協議会地区代表者会議を代表する者
健康推進活動関係者
障害者スポーツ活動関係者
市内スポーツクラブ関係者
財団法人武蔵野スポーツ振興事業団の職員
武蔵野市教育委員会教育部長